

備、並びに多額の研究費を必要とするようになり、一方にまた多数の国内、国際研究者の自由な交流をも必要とするようになって、従来の枠にあてはまらないいろいろな要請が生じてきている現在、もしわが国が従来の如き態度を根本的に改めてこの情勢に対処しないならば、科学の分野によつては、永久に世界の落後者にならなければならないのであります。

わたくしたちは、政府がこの暗たんたる現状を正しく把握して、画期的な施策を取る方向にその考え方を向けられることを切望します。

わたくしたちは、この危機感を国民に訴え、このような声明を出さずにおられなかつた真情を理解していただき困難の打開に協力と支持を得たいのであります。

とりあえずこの声明を各方面にお送りしますが、更に科学白書ともいふべきものを作り、具体的にこの危機の現状を訴えたいと考えて準備を進めております。

各方面の御協力を改めて要望する次第であります。

4-34

庶発第707号 昭和33年10月29日

文部大臣 難 尾 弘 吉 殿

日本学術会議会長 兼 重 寛九郎

公立大学における研究助成について(勸告)

標記のことについて、本会議第27回総会の議に基づき下記のとおり勸告します。

記

研究機関としての公立大学の研究の重要性にかんがみ、これに対して国が経済的補助を与えることを至当と認める。

よつて、政府は緊急にその実現の手段を講ぜられたい。

4-35

庶発第706号 昭和33年10月29日

内閣総理大臣 岸 伸 介 殿

日本学術会議会長 兼 重 寛九郎

警察官職務執行法の一部を改正する法律案について(申入)

標記のことについて、本会議第27回総会の議に基づき下記のとおり申し入れます。

記

最近暴力・不法行為の横行により公共の安全と秩序が乱されがちであることはまことに憂慮すべき世相であつて、なんらかの方策がとられることは、官民のひとしく要望するところであるが、目下国会において審議中の、警察官職務執行法の一部を改正する法律案中には、それが乱用される場合には基本的人権を侵害し、ひいては学問・思想の自由を圧迫するものがある。

よつて、政府はその法案の取り扱いについて、慎重に考慮されたい。